

独立行政法人国立病院機構改革案について
《改革案説明資料》

独立行政法人国立病院機構の改革案について

ヒト **1. 組織のスリム化**

<平成21年度> <平成22年度> <平成23年度>
【職員】
 50,043人 51,058人 非公務員化

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	4/17人	1/17人	▲3
職員	0/50,043人	0/51,058人	-

改革の効果

《削減数》

▲国家公務員5万人が
減少(新規)
※一般職の国家公務員の15%

《今後の対応》

役員:公務員OBポスト1名に
ついて、改選時に公募
を実施

モノ **2. 余剰資産などの売却**

・ 再編成計画により、これまで廃止した病院の跡地を国庫納付
 (7病院跡地 264,559㎡)

《削減額》

▲57億円相当の跡地を国庫納付(新規)

カネ **3. 国からの財政支出の削減**

<平成21年度> <平成22年度> <平成23年度>
【運営費交付金(診療事業分)】
 75億円 49億円 19億円

・ 診療事業に充てられる交付金49億円のうち、30億円を削減
 ・ その他、運営費交付金で措置されている国期間分の退職給付債務(347億円)の一部を他独法と同様の取扱いとすることにより、180億円を国からの直接払いに移行

《削減額》

▲30億円(新規)
(診療事業分の▲61%)

4. その他改革事項

- ・ 契約の徹底した適正化
- ・ 調達コストの一層の削減

《国民への影響》

競争性・公正性・
透明性の向上等

1. 組織のスリム化

非特定独立行政法人化による地域医療への貢献、国家公務員の削減

- 5万人規模の国家公務員の削減（一般職の国家公務員の約15%）
- 非特定独立行政法人のメリットを最大限活かした地域医療への貢献、病院運営

- ・ 兼業・派遣の拡大等による地域医療への貢献
- ・ 臨床研修医の常勤雇用化などの医療従事者の勤務環境改善
- ・ 勤務時間の弾力化 等

※ 非公務員化のための法改正が必要。その際には基礎年金拠出金の納付に要する費用の1/2負担を見直す。

※ 政策医療を実施し、また、医療法、医療観察法等の法律、診療報酬上の人員配置基準等に沿った医療サービスの質を確保するためには、人員の削減は困難。

- 公務員OBの役員ポスト1人の改選にあたっては、平成21年度より公募を実施。
今後の改選時も引き続き公募を実施

国の再編成計画に基づく病院の統廃合を着実に実施

- 平成26年度に善通寺病院と香川小児病院を統合（144病院→143病院 ▲1病院）

（参考）昭和61年再編成計画当初（236病院）から現在まで、移譲、統廃合等により91病院の減（うち、国立病院機構発足後、9病院の減） その他、機構発足後1病院を廃止

- 直ちに病院規模の見直しが必要な状況にはないが、個々の病院ごとの総合的検証、地元の関係者や患者の状況等を踏まえながら、中長期的な視点に立って病院の規模や機能について必要な見直しを行っていく

3. 国からの財政支出の削減

運営費交付金の削減

うち診療事業分 49億円→19億円(▲30億円 61%削減)

- 国立病院機構の運営費交付金は、平成22年度437億円(経常収益の5.1%)であるが、このうち90億円(経常収益の1.1%)は、厚生労働省の中期目標に基づき機構が行う事業のために措置されている。

この機構の事業に係る交付金のうち、診療事業分(49億円)について、国の医療政策上特に体制確保が求められている救急医療、周産期医療及び災害医療に充てられる費用を除き、30億円を削減

(参考1) 機構の事業に係る運営費交付金: 90億円の内訳

- | | | | |
|-----------|------|---|-------------|
| ・ 診療事業 | 49億円 | → | このうち30億円を削減 |
| ・ 臨床研究事業等 | 41億円 | | |

- 上記を除く大半の運営費交付金347億円(経常収益の4.1%)は、国期間分の退職給付債務として措置されている義務的経費である。

この義務的経費のうち、既退職者の年金関係(整理資源及び恩給負担金)については、他独法は運営費交付金ではなく、国から国家公務員共済組合連合会等へ直接払いされていることから、非公務員化に併せ、他独法と同様の取扱いとすることにより、180億円を移行

(参考2) 国期間分の退職給付債務に係る運営費交付金: 347億円の内訳

- | | | | |
|--------------------|-------|---|-----------------------|
| ・ 国の職員であった期間分の退職手当 | 167億円 | | |
| ・ 整理資源 | 179億円 | ➡ | 180億円を国からの
直接払いに移行 |
| ・ 恩給負担金 | 1億円 | | |

- これらにより、運営費交付金全体としては、437億円から227億円に削減(▲48%)

2. 余剰資産などの売却

再編成計画により廃止した病院の跡地を国庫納付

○ 再編成計画により、廃止した7病院の跡地を、現物により国庫納付(57億円(簿価))

・ 旧十勝病院	50, 335 m ²	164百万円
・ 旧登別病院	18, 282 m ²	536百万円
・ 旧西甲府病院	50, 496 m ²	369百万円
・ 旧岐阜病院	30, 096 m ²	1, 032百万円
・ 旧金沢若松病院	36, 118 m ²	1, 120百万円
・ 旧鳥取病院	35, 460 m ²	1, 730百万円
・ 旧筑後病院	43, 769 m ²	739百万円

※ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(平成22年2月9日閣議決定)の成立・施行により、改正後の独立行政通則法第46条の2第1項(不要財産に係る国庫納付等)に基づき国庫納付するものとする。

○ 上記により、平成22年度政府出資金1,956億円を平成23年度に1,899億円に削減

4. その他改革事項

契約の徹底した適正化

- 契約監視委員会の指摘事項を踏まえ、原則一般競争入札化、競争性・公正性・透明性の確保、一者応札・一者応募の解消に向けて、徹底した取組を進めていく。

(参考1) 契約監視委員会の指摘事項等(20年度締結分)

- ・ 随意契約2,483件のうち、625件は一般競争入札への移行が可能
 - ・ 一者応札1,987件は、仕様書の見直し、参加要件の変更など見直しが必要
- 指摘内容を全病院に通知し、より一層の適正な契約事務の遂行を指示

(参考2) 契約監視委員会の指摘事項を踏まえた改善実施状況(21年12月25日～22年3月19日)

- ・ 前回一者応札契約 330件→130件(6割減)
うち100%契約 107件→ 31件(7割減)

→ 今後、さらに徹底した改善に向け、平成22年度調達案件のうち前回一者応札及び前回100%契約については、契約監視委員会において事前審査を実施。また、入札説明会に参加しながら、応札してこなかった業者に対して追跡調査を実施し、原因究明に努める。

調達コストの一層の削減

- 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、診療事業等に要する費用のさらなるコスト削減を図っていく。